

子ども・子育て支援納付金の算定方法について【諮問】

R7.12.19 熊本県国民健康保険運営協議会

熊本県健康福祉部健康局

国保・高齢者医療課

1. 子ども・子育て支援(納付)金について【国資料】	(頁)
子ども・子育て支援金とは	4
子ども・子育て支援金制度の概要	5
子ども・子育て支援納付金に係る医療保険者間の按分方法	6
子ども・子育て支援金に係る国試算(R8～R10)	7
子ども・子育て支援金制度に係る18歳未満均等割額軽減措置	8
子ども・子育て支援納付金に係る算定方式	9
2. 子ども・子育て支援納付金の算定方法について【諮問事項】	
算定の仕組み(流れ)について	11
熊本県における算定方法について	13
熊本県国民健康保険法施行条例の改正案について	15

1. 子ども・子育て支援(納付)金について【国資料】

1 - 子ども・子育て支援金とは

公的医療保険制度
加入者の皆様へ

子ども・子育て世帯を応援！

こども家庭庁
こども家庭庁

子ども・子育て支援金制度が開始します



「子ども・子育て支援金制度」って何？

- 「子ども・子育て支援金制度」は、全世代や企業の皆様から支援金を拠出いただき、それによる子育て世帯に対する給付の拡充を通じて、子どもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みです。
- 支援金は児童手当の拡充など6つの事業に充てられます。詳細は裏面をご確認ください。

※支援金が充てられる給付は法定されているため、国会での審議や法改正なしに使い途を増やすことはできません。



なぜ独身者や高齢者も負担する必要があるの？

- 子育て支援は、子どもたちが健やかに成長していくためのものであり、その子どもたちは将来おとなになりこの社会を支える担い手となるため、子育て支援は全ての方にとってメリットがあります。
- そのため、独身者や高齢者も含む全世代や企業の皆様から拠出いただくこととしております。



いつから始まるの？

支援金は令和8年4月分から医療保険料とあわせて拠出いただきますが、実際に徴収が開始する時期は加入する医療保険によって異なります。

※被用者保険に加入している方は給与所得から、年金を受給されている方は年金額から天引きとなります。



支援金額はどのくらいになるの？

支援金額は加入する医療保険制度や所得に応じて異なりますが、全ての医療保険制度の加入者で平均すると、令和10年度で月額450円（令和8年度は250円）と試算しています。

詳しくは、「子ども・子育て支援金に関する試算」をご参照ください

※支援金制度の導入に当たっては、社会保障分野の歳出改革等とあわせて行うこととしており、国民の皆様にご負担を求めることのない仕組みとしています。

こども家庭庁HP



子ども・子育て支援金が充てられる事業のご案内

こども家庭庁

児童手当の拡充

- 所得によらず、支給の対象となります。
- 支給期間を高校生年代まで延長します。
- 第3子以降はより厚く、一人当たり月3万円に大幅増額します。
- 4か月に1回から、2か月に1回の支給になります。

所得区分	支給対象	児童手当/月額	児童手当/月額
所得区分なし	0歳～3歳未満	1.5万円	第3子以降
	3歳～小学生	1万円	1.5万円
	中学生	1万円	
所得区分なし	0歳～3歳未満	1.5万円	第3子以降
	3歳～小学生	1万円	3万円
	中学生	1万円	
	高校生	1万円	

※令和6年10月分から拡充

妊婦のための支援給付

- 「伴走型相談支援」の面談と合わせて、
- 妊娠届出時に5万円
- 妊娠後期以降に妊娠していることの数×5万円



※令和7年度から制度化

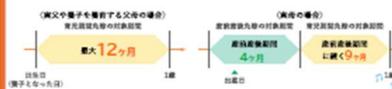
育児時短就業給付

「育児時短就業給付」を創設し、子どもが2歳未満の期間に、時短勤務を選択した場合、時短勤務時の賃金の原則10%を支給します。

※令和7年度から実施

育児期間中の国民年金保険料免除

国民年金の第1号被保険者の方を対象に、育児期間中の国民年金保険料免除措置を創設します。



※令和8年10月から実施

出生後休業支援給付

「出生後休業支援給付」を創設し、子の出生直後の一定期間内に両親ともに14日以上の子育て休業を取った場合、最大28日間、手取りの10割相当を支給します。



※令和7年度から実施

子ども誰でも通園制度

「子ども誰でも通園制度」は、保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満の子どもが時間単位等で柔軟に利用できる制度です。（子ども1人当たり10時間/月）

※令和7年度は希望自治体、令和8年度より全国実施

子ども・子育て支援金制度についてもっと知りたいときは



こども家庭庁のHP
(概要説明)



担当職員による紹介記事



三原大臣からのメッセージ



子ども・子育て支援金制度

「加速化プラン」における少子化対策の抜本的強化に当たり、**子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組み**として、**少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体に、医療保険の保険料とあわせて、令和8年度から拠出いただく。**

1. 子ども・子育て支援法

- 政府は、支援納付金対象費用に充てるため、令和8年度から毎年度、医療保険者から支援納付金を徴収する。



【支援納付金対象費用】(給付・事業ごとに充当割合を法定)

- ① 児童手当 (R6.10～)
- ② 妊婦支援給付金 (R7.4～)
- ③④ 出生後休業支援給付金・育児時短就業給付金 (R7.4～)
- ⑤ こども誰でも通園制度(乳児等支援給付) (R8.4～)
- ⑥ 国民年金第1号被保険者の育児期間中保険料免除 (R8.10～)
- ⑦ 子ども・子育て支援特例公債の償還金等

☆こども一人
当たり平均の
給付改善額
(高校生年代まで
の合計)は
約146万円

※国の事務は社会保険診療報酬支払基金において実施。

※令和6～10年度までの財源は、子ども・子育て支援特例公債の発行により賄う。

※支援納付金に関する重要事項については、こども家庭審議会の意見を聴取する。

2. 医療保険各法等

- 医療保険者は、医療保険制度上の給付に係る保険料や介護保険料とあわせて、子ども・子育て支援金を徴収する。

※ 健康保険法において、保険料の規定に、一般保険料率と区分して子ども・子育て支援金率を規定。子ども・子育て支援金率は、政令で定める率の範囲内において、保険者が定める(総報酬割であることを踏まえ、実務上、国が一律の率を示す)。

- 医療保険制度の取扱いを踏まえ、支援金の被保険者等への賦課・徴収の方法、国民健康保険等における低所得者軽減措置、医療保険者に対する財政支援等を定める。

※ 国民健康保険においては、18歳以下の支援金均等割額の全額軽減措置を講ずる。

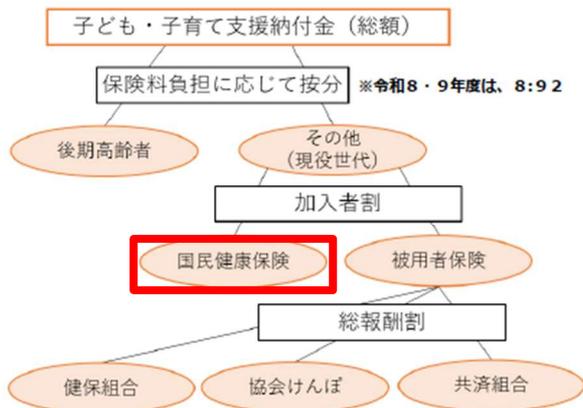
3. 改正法附則(経過措置・留意事項)

- 全世代型社会保障改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、支援金制度の導入による社会保障負担率の上昇の効果がこれを超えないようにする。

$$\left[\text{社会保障負担率} = \frac{\text{社会保険料負担}}{\text{国民所得}} \right]$$

- 令和8～10年度までの支援納付金の総額のうち被保険者又は事業主が全体として負担する具体的な額の目安(令和8年度概ね6,000億円、9年度概ね8,000億円、10年度概ね1兆円)

※ 個々人の支援金額は加入する医療保険、世帯、所得の状況等によって異なるが、全加入者1人当たりの平均月額(見込み)は、令和8年度250円、9年度350円、10年度450円程度と推計



1 - 子ども・子育て支援納付金に係る医療保険者間の按分方法

R7.3.13 全国高齢者医療主管課(部)長及び
国民健康保険主管課(部)長並びに後期高齢者
医療広域連合事務局長会議資料

※数字はR10年度の見込み

子どもみんなの
こども家庭庁

子ども・子育て支援納付金の按分(イメージ)

支援納付金の総額
(充当事業の予算額として毎年度決定)

個人・事業主拠出の総額 1兆円 + 公費(※) の計 1.3兆円程度

※現行の医療保険に準じて、国保・後期の低所得者負担軽減等や、共済組合(公務員)の事業主負担分等のため所定の公費を投入。

後期高齢者とそれ以外の医療保険料負担総額により按分

後期高齢医療制度
とそれ以外

後期高齢者

【8.3%】 ※R10見込み。
R8・9は8% (法定)

後期高齢者以外 【91.7%】

1,100億円程度

(現行制度に準じた
低所得者への負担軽減あり)

※ 広域連合間においては、被保険者数、所得に応じて按分。

国保と被用者保険の加入者数により按分

国保と被用者保険

2,500万人

国保
【23%】

7,400万人

被用者保険
【68%】

3,000億円程度

(現行制度に準じた公費投入
及び低所得者への負担軽減あり)

※ 都道府県間においては、18歳以上被保険者数に
応じて按分。

総報酬により按分

被用者保険間

3,800万人

協会けんぽ
【30%】

3,900億円程度

2,700万人

健保組合
【28%】

3,700億円程度

940万人

共済
組合等
【10%】

1,300億円程度

(労使折半)

事業主が0.4兆円程度を拠出

(共済組合(公務員)の事業主負担分は公費)

8

1 - 子ども・子育て支援金に係る国試算 (R8～R10)

R7.3.13 全国高齢者医療主管課(部)長及び
国民健康保険主管課(部)長並びに後期高齢者
医療広域連合事務局長会議資料

こどもさんかみ
こども家庭庁

子ども・子育て支援金に関する試算 (医療保険加入者一人当たり平均月額)

(月額、支援金額は50円丸め、保険料額は100円丸め)

	加入者一人当たり支援金額			(参考) 加入者一人当たり 医療保険料額 (令和3年度実績) (②)	(参考) ①/②
	令和8年度見込み額	令和9年度見込み額	令和10年度見込み額 (①)		
全制度平均	250円	350円	450円	9,500円	4.7%
被用者保険	300円 (参考) 被保険者一人当たり 450円	400円 (参考) 被保険者一人当たり 600円	500円 (参考) 被保険者一人当たり 800円	10,800円 (参考) 被保険者一人当たり 17,900円	4.5%
協会けんぽ	250円 (参考) 被保険者一人当たり 400円	350円 (参考) 被保険者一人当たり 550円	450円 (参考) 被保険者一人当たり 700円	10,200円 (参考) 被保険者一人当たり 16,300円	4.3%
健保組合	300円 (参考) 被保険者一人当たり 500円	400円 (参考) 被保険者一人当たり 700円	500円 (参考) 被保険者一人当たり 850円	11,300円 (参考) 被保険者一人当たり 19,300円	4.6%
共済組合	350円 (参考) 被保険者一人当たり 550円	450円 (参考) 被保険者一人当たり 750円	600円 (参考) 被保険者一人当たり 950円	11,800円 (参考) 被保険者一人当たり 21,600円	4.9%
国民健康保険 (市町村国保)	250円 (参考) 一世帯当たり 350円	300円 (参考) 一世帯当たり 450円	400円 (参考) 一世帯当たり 600円	7,400円 (参考) 一世帯当たり 11,300円	5.3%
後期高齢者 医療制度	200円	250円	350円	6,300円	5.3%

- (注1) 本推計は、一定の仮定をおいて行ったものであり、結果は相当程度の幅をもってみる必要がある。金額は事業主負担分を除いた本人拠出分であり、被用者保険においては別途事業主が労使折半の考えの下で拠出。なお、被用者保険間の按分は総報酬割であることを踏まえ、実務上、国が一律の支援金率を示すこととする。
- (注2) 被用者保険の年取別の支援金額については、数年後の賃金水準によることから、試算することは難しいものの、参考として、令和3年度実績の総報酬で機械的に一人当たり支援金額(50円丸め、月額、令和10年度)を計算すると(*)、年収200万円の場合350円、同400万円の場合650円、同600万円の場合1,000円、同800万円の場合1,350円、同1,000万円の場合1,650円(総報酬割であることから協会けんぽ・健保組合・共済組合で共通)。ただし、政府が総力をあげて取り組む賃上げにより、今後、総報酬の伸びが進んだ場合には、数字が下がっていくことが想定される。詳細は令和6年4月9日こども家庭庁「被用者の年取別の支援金額(機械的な計算)」についてを参照。
*令和10年度に被用者保険において拠出いただく8,900億円について、賃上げが力強く進む前の令和3年度の総報酬である222兆円で割ると0.4%であることから、労使折半の下、本人拠出を0.2%として計算。
- (注3) 国民健康保険の1世帯当たりの金額は令和3年度における実態を基に計算している。
- (注4) 国民健康保険の支援金については、医療分と同様に低所得者軽減を行い、例えば夫婦1人の3人世帯(夫の給与収入のみ)における一人当たり支援金額(50円丸め、月額、令和10年度)でみると、年収80万円の場合50円(応益分7割軽減)、同160万円の場合200円(同5割軽減)、同200万円の場合250円(同2割軽減)、同300万円の場合400円(同2割軽減)。国保の被用者の世帯では、これらの層がボリュームゾーンであり、年収400万円以上については上位約1割と対象が限定されるため(*)、この層をさらに細かく区切ってみていくことについては留意が必要であるが、以下、参考として、同400万円の場合550円(軽減なし、以下同じ)、同600万円の場合800円、同800万円の場合1,100円。なお、支援金制度が少子化対策にかかるものであることに鑑み、子どもがいる世帯の拠出額が増えないよう、子ども(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である者)についての均等割額は全額軽減。
*年収600万円は上位約5%、800万円は約2%に該当。年収1,000万円は上位約1%に該当し、ごく少数であるほか、現時点で令和10年度における賦課上限を定めることができないため、金額は一概にいない。
- (注5) 後期高齢者医療制度の支援金についても、医療分と同様に低所得者軽減を行い、例えば単身世帯(年金収入のみ)における一人当たり支援金額(50円丸め、月額、令和10年度)でみると、年収80万円の場合50円(均等割7割軽減)、同160万円の場合100円(同7割軽減)、同180万円の場合200円(同5割軽減)、同200万円の場合350円(同2割軽減)。年金収入のみで、これらの層がボリュームゾーンであり、年収250万円以上については上位約1割と対象が限定されるため(*)、この層をさらに細かく区切ってみていくことについては留意が必要であるが、以下、参考として、同250万円の場合550円(軽減なし、以下同じ)、同300万円の場合750円。
*年金収入300万円は上位約5%に該当。年金収入400万円以上は上位約1%に該当し、年金給付額が一定範囲にあるため例外的なケースであるほか、現時点で令和10年度における賦課上限を定めることができないため、金額は一概にいない。
- (注6) 介護分の保険料額は、第1号被保険者(65歳～)の一人当たり月額(基準額の全国加重平均)で6,014円(令和5年度)、第2号被保険者(40～64歳)の1人当たり月額(事業主負担分、公費分を含む)で6,276円(令和6年度見込額)

1 - 子ども・子育て支援金制度に係る18歳未満均等割額軽減措置

R7.3.13 全国高齢者医療主管課(部)長及び
国民健康保険主管課(部)長並びに後期高齢者
医療広域連合事務局長会議資料

こども家庭庁
こども家庭庁

国民健康保険における18歳未満のこどもに係る支援金の軽減措置

- 国民健康保険における支援納付金については、本制度が少子化対策に係るものであることに鑑み、こどもがいる世帯の拠出額が増えないよう、支援納付金の算定に当たっては、P14のとおり、「18歳未満のこども*を除いた18歳以上被保険者数」に応じて按分することとしている。

※ 18歳に達する日以後の最初の3月31日以前のこども（高校生年代までのこども）

(参考) 18歳未満のこどもに係る支援金の均等割額10割軽減の仕組み(イメージ図)

(18歳未満被保険者)

$$\text{市町村国保の支援金(保険料)} = \text{所得割額} + \text{資産割額} + \text{平等割額} + \text{均等割額}$$

$$\text{18歳未満均等割軽減額の総額} \div \text{18歳以上被保険者数} = \text{18歳以上均等割額}$$

(18歳以上被保険者)

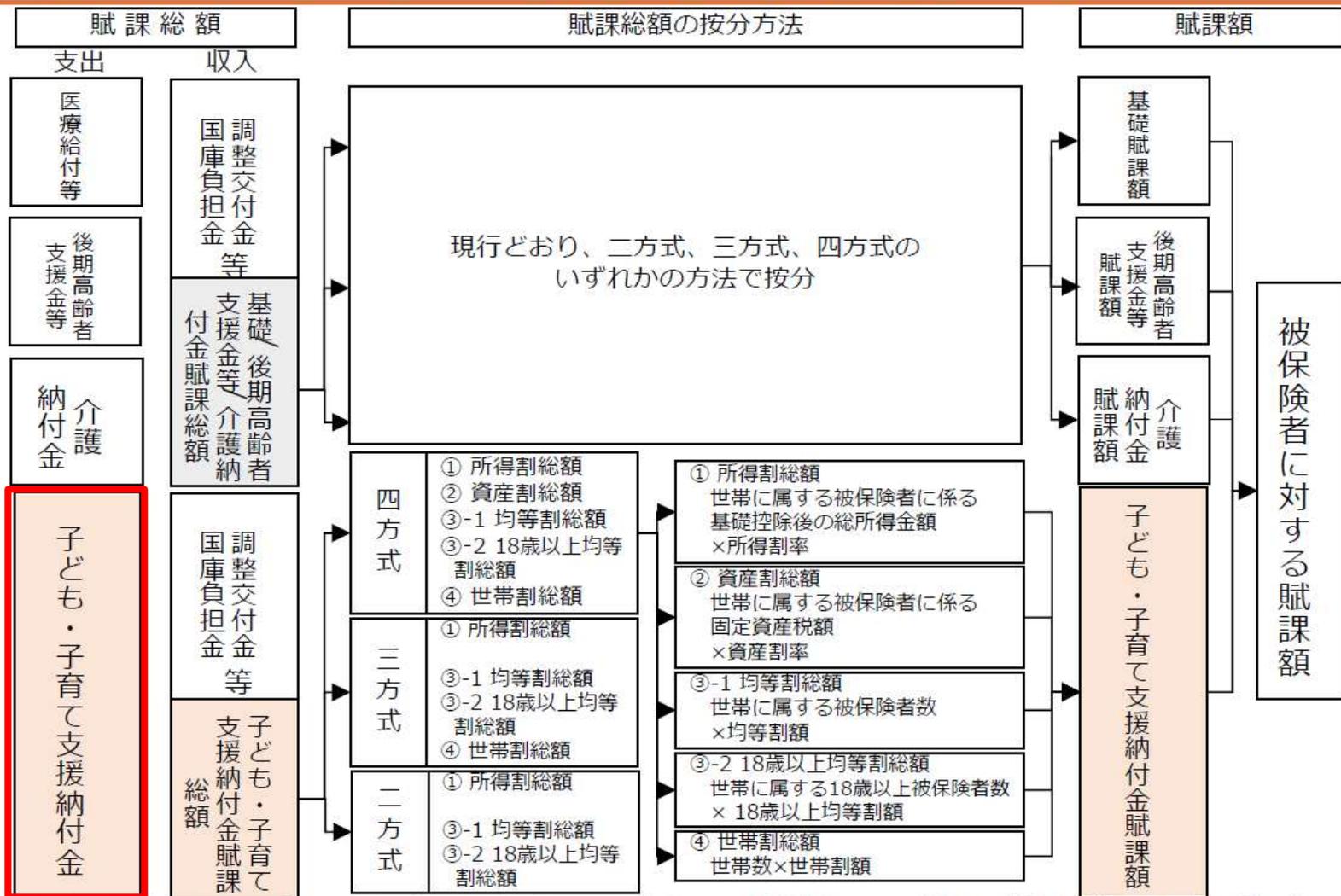
$$\text{市町村国保の支援金(保険料)} = \text{所得割額} + \text{資産割額} + \text{平等割額} + \text{均等割額} + \text{18歳以上均等割額}$$

1 - 子ども・子育て支援納付金に係る算定方式

R7.3.13 全国高齢者医療主管課(部)長及び
国民健康保険主管課(部)長並びに後期高齢者
医療広域連合事務局長会議資料

子ども家賃
子ども家庭庁

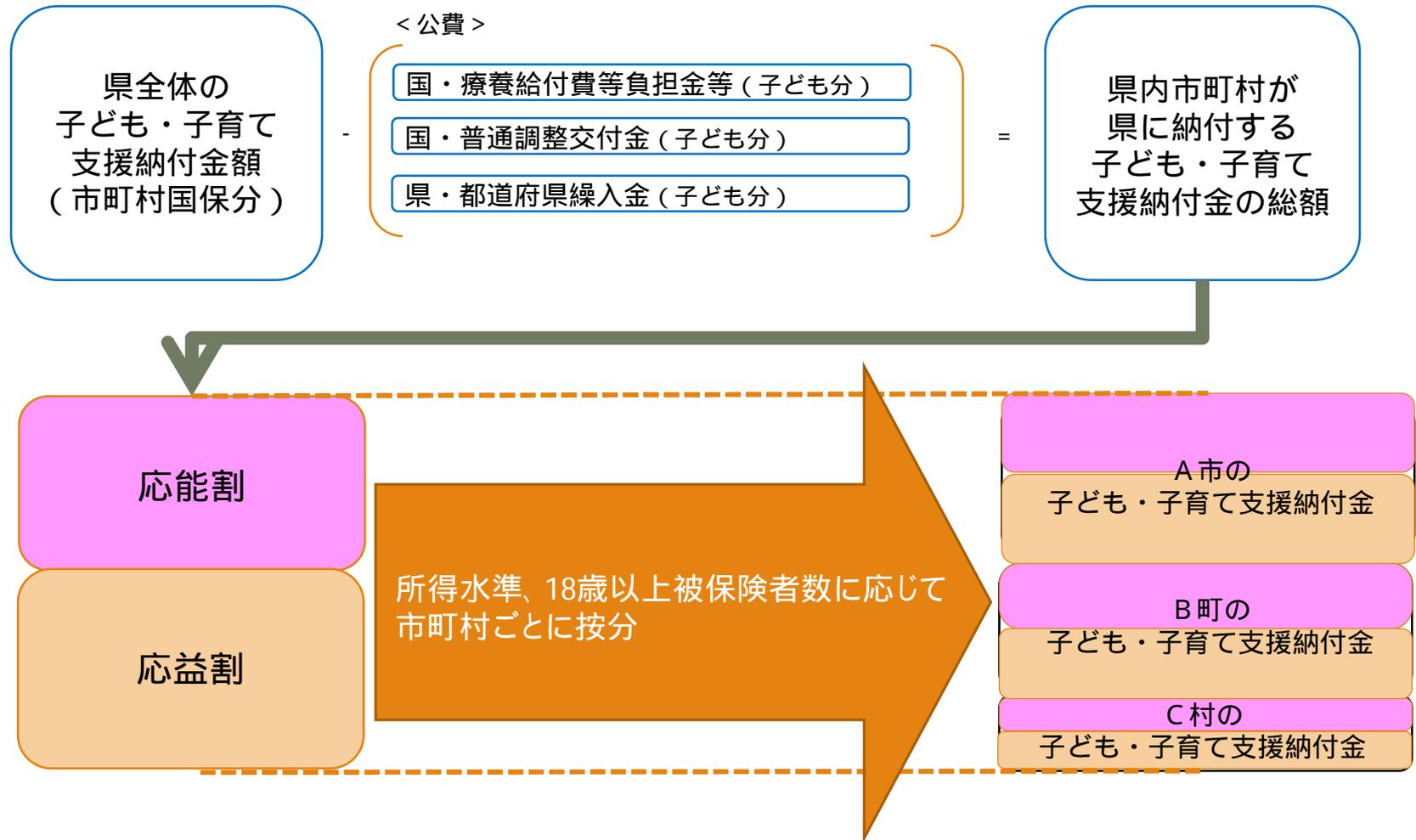
支援金制度導入後の国民健康保険制度（現段階のイメージ）



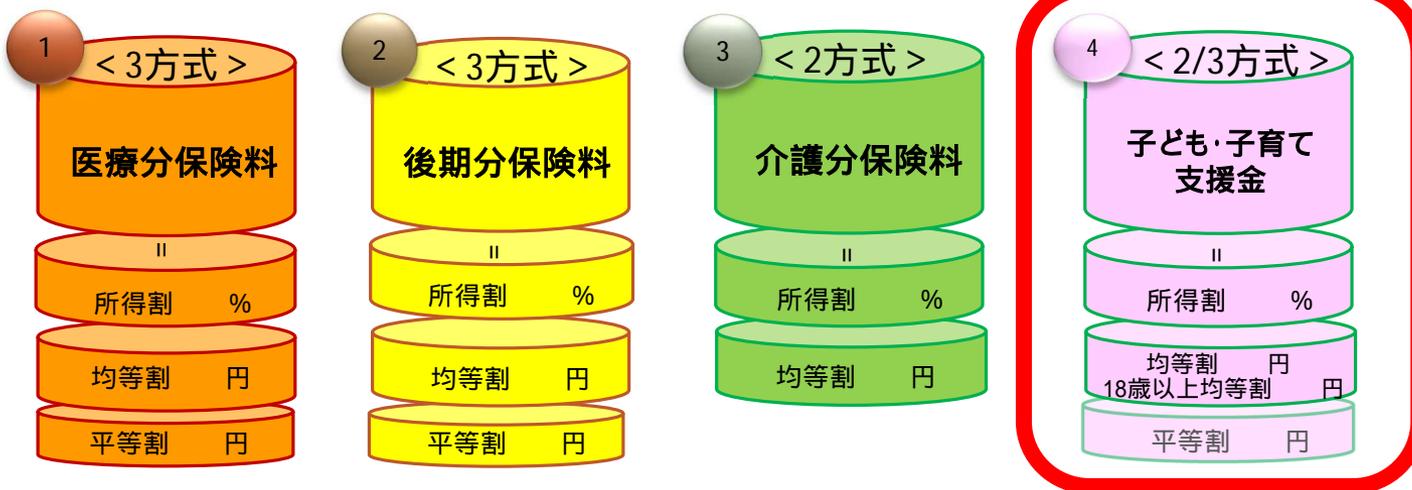
※ ③-1と③-2の区分については、18歳までの子どもの被保険者の均等割額的全額軽減に際して、まず均等割総額について公費による低所得者軽減等に要する額を控除した上で、17
その残額を18歳以上被保険者に賦課することとするため、均等割総額とは別に18歳以上均等割総額を設けている。

2. 子ども・子育て支援納付金の算定方法について【諮問事項】

子ども・子育て支援納付金に係る算定の流れ



保険料(税)の構成



応能割	<ul style="list-style-type: none"> ・所得割 所得に応じて算定 ・資産割 資産に応じて算定(本県では未採用)
応益割	<ul style="list-style-type: none"> ・均等割 人数に応じて(1人当たり)算定 ・平等割 世帯に応じて(1世帯当たり)算定

4 方式：所得割・資産割・均等割・平等割

3 方式：所得割・均等割・平等割、

2 方式：所得割・均等割

↑
令和 8 年度から追加

2 - 熊本県における算定方法について

項目	方針	左記の方針とした理由
1 算定方式	<ul style="list-style-type: none"> ● 2方式（所得割・均等割）とする 	<ul style="list-style-type: none"> ● 子ども・子育て支援金分は、18歳未満の均等割額が全額軽減されるため、2方式とする（介護納付金分と同様の考え方） <p>医療分・後期高齢者支援金分は、負担能力のない子どもが多く所属する世帯に賦課される均等割の負担軽減のため、平等割を加えた3方式を採用</p>
2 応能割（所得割）と 応益割（均等割）の 賦課割合	<ul style="list-style-type: none"> ● 国が示す所得係数 : 1とする <p>（ = 県平均1人当たり所得 / 全国平均1人当たり所得 ） = 約0.83（R8仮係数）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療分・後期高齢者支援金分・介護納付金分と同じルールとする <p>について、R8年度分は医療分を準用（国方針）</p>

モデル世帯における子ども子育て支援金額のシミュレーション

(年間の金額)

算定方式 (賦課方式)	単身世帯	2人世帯 (大人2人)	4人世帯 (大人2人・小学生2人)
2方式	5,095円 (内訳) ・所得割 3,570円 ・均等割 1,443円 ・18歳以上均等割 82円	6,620円 (内訳) ・所得割 3,570円 ・均等割 2,886円 ・18歳以上均等割 164円	6,620円 (内訳) ・所得割 3,570円 ・均等割 2,886円 ・18歳以上均等割 164円
3方式	5,347円 (内訳) ・所得割 3,570円 ・均等割 1,010円 ・18歳以上均等割 58円 ・平等割 709円	6,415円 (内訳) ・所得割 3,570円 ・均等割 2,020円 ・18歳以上均等割 116円 ・平等割 709円	6,415円 (内訳) ・所得割 3,570円 ・均等割 2,020円 ・18歳以上均等割 116円 ・平等割 709円

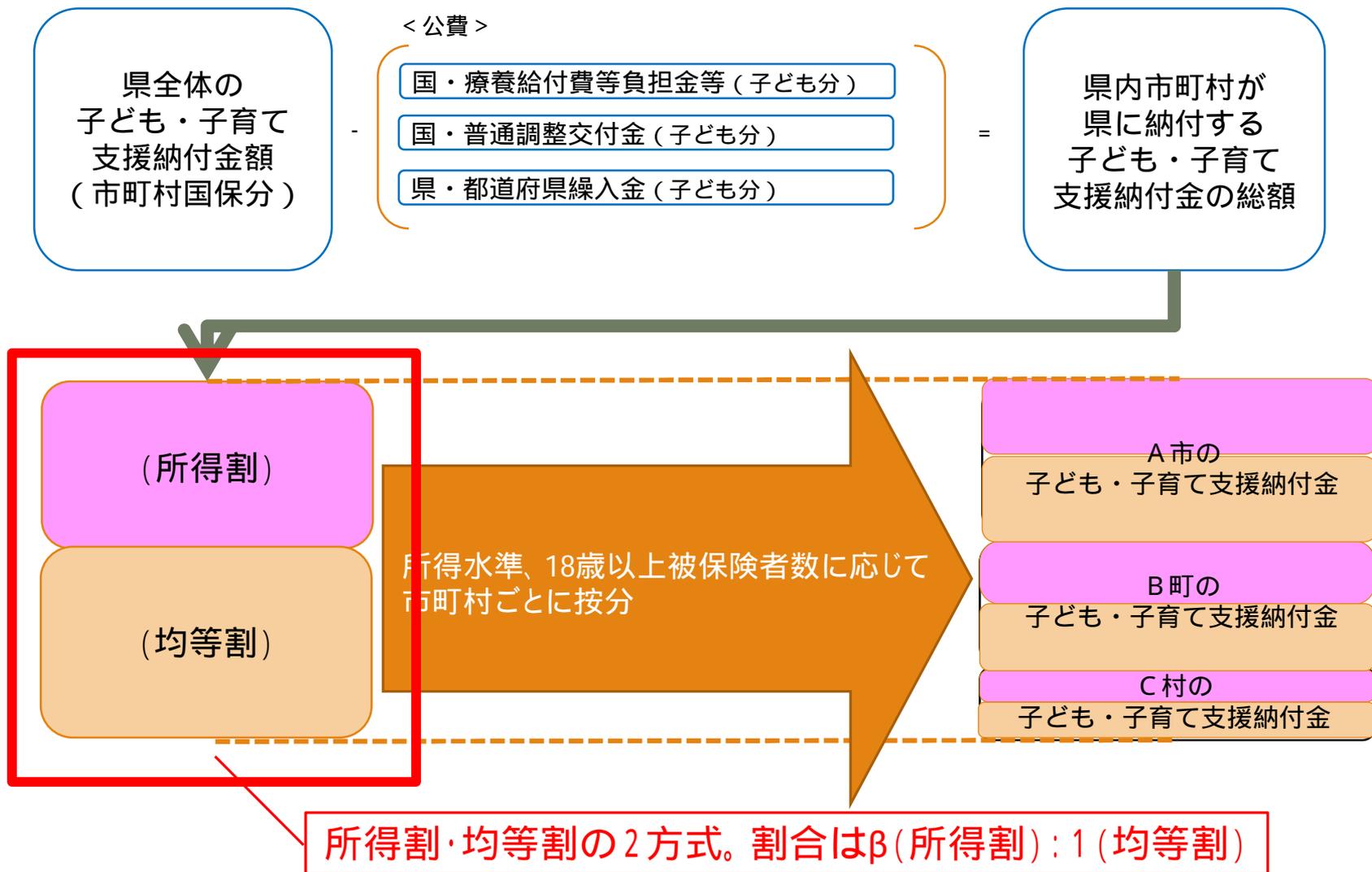
(シミュレーションの条件)

保険料(税)率は仮算定時の県内市町村平均(単純平均)を採用。

各世帯の所得は119万円(令和4年度における国保被保険者世帯の全国平均所得143万円×本県の所得係数0.83)で試算。

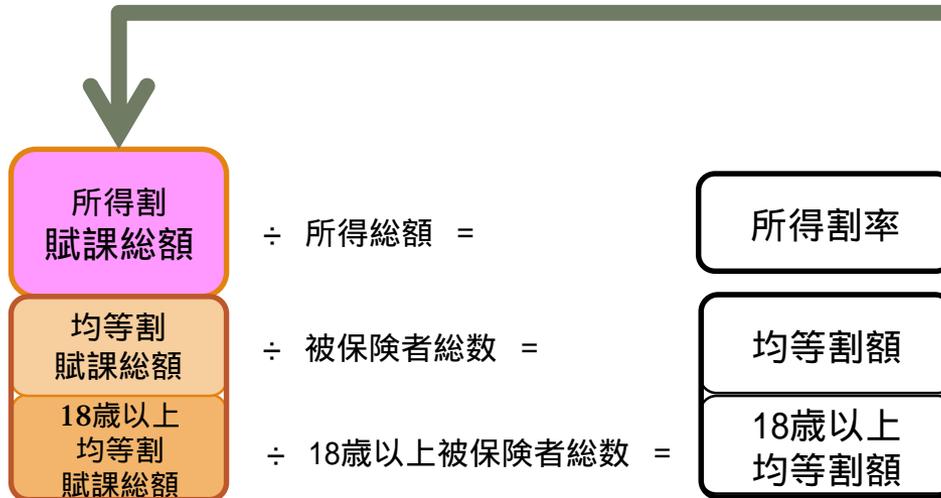
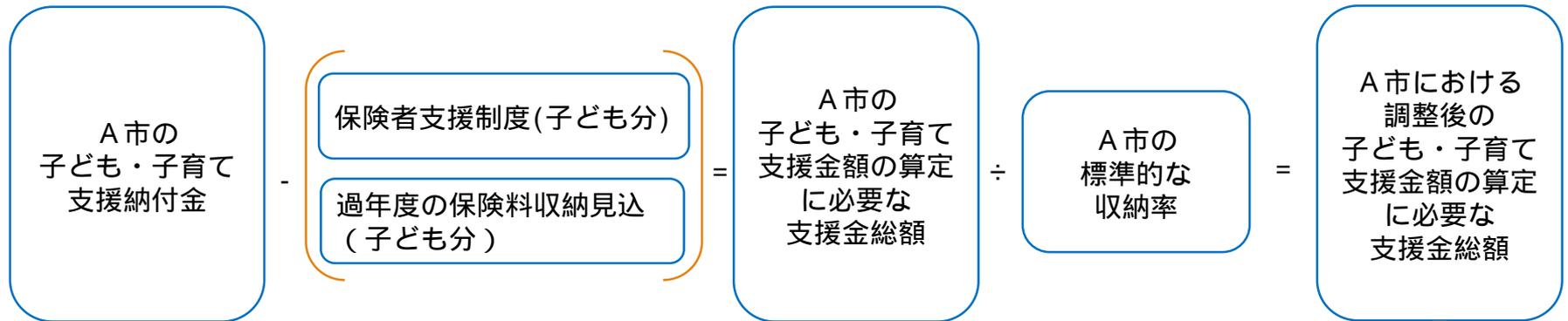
2 - 熊本県における算定方法について

(1) 子ども・子育て支援納付金に係る算定の流れ(2方式の場合)



2 - 熊本県における算定方法について

(2) 子ども・子育て支援金に係る算定の流れ(2方式の場合)(参考)



(注)本資料に記載している改正案の内容は、現時点の整理であり、
今後公布される政令や法令審査を踏まえて変更となる可能性があります

1. 条例改正案の概要

(1) 改正する条例

熊本県国民健康保険法施行条例

(2) 施行日

令和8年4月1日

(3) 改正の内容

子ども・子育て支援納付金納付金基礎額(市町村ごとの子ども・子育て支援納付金額)を算定するために必要となる次の係数等を規定

子ども・子育て支援納付金納付金所得係数

(全国平均と比較した子ども・子育て支援納付金に係る県内被保険者の所得水準)

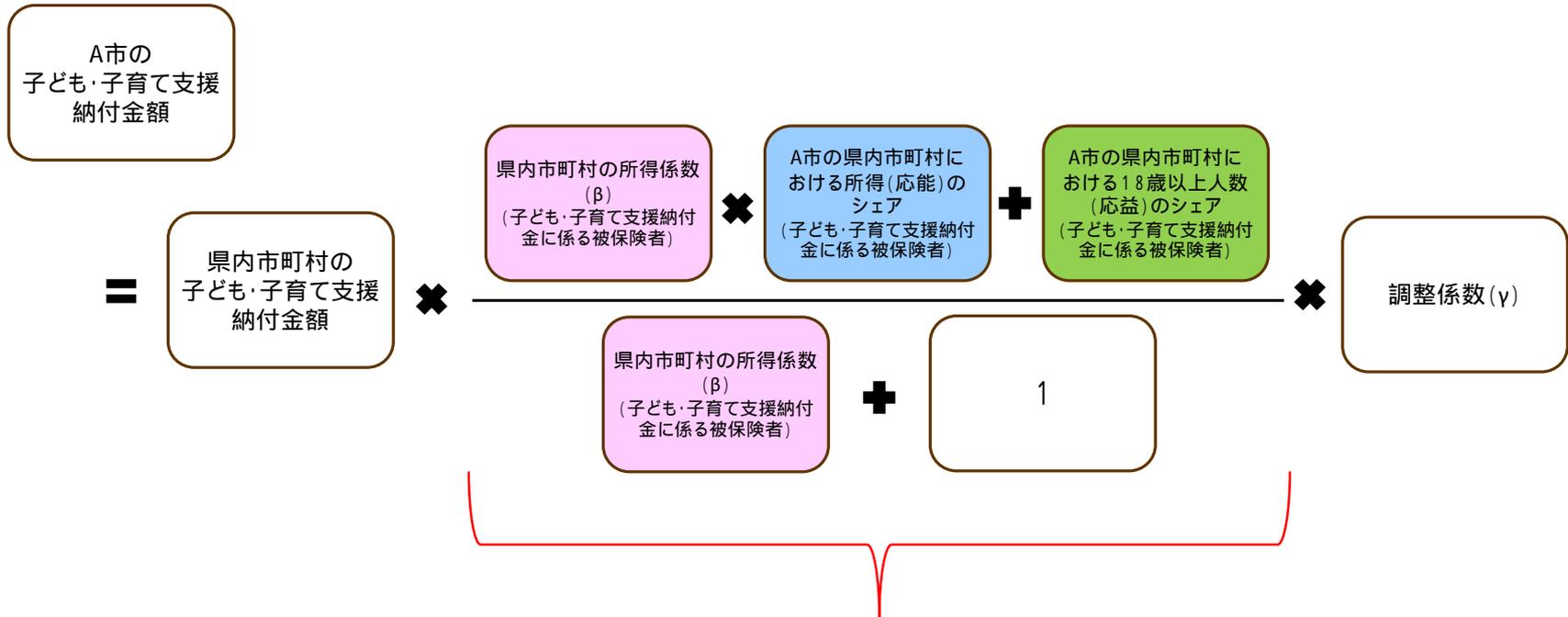
子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合

(市町村ごとの県内市町村における所得(応能)のシェア)

子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合

(市町村ごとの県内市町村における人数(応益)のシェア)

2. 子ども・子育て支援納付金の算定式



所得水準、18歳以上被保険者数に応じて市町村ごとに按分

着色部分について条例で規定する必要がある

3 . 条例で規定する内容

子ども・子育て支援納付金納付金所得係数の算定式

$$\begin{array}{l}
 \text{県内市町村の所得係数} \\
 (\beta) \\
 \text{(子ども・子育て支援納付金に} \\
 \text{係る被保険者)} \\
 \text{子ども・子育て支援納付金} \\
 \text{納付金所得係数} \\
 \text{(第11条の2第1項第2号イ(1))}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{l}
 \text{当該都道府県に係る被保険者一人当たりの} \\
 \text{所得額の見込額として厚生労働省令で定め} \\
 \text{るところにより算定される額} \\
 \text{(第11条の2第3項第1号)}
 \end{array}
 \div
 \begin{array}{l}
 \text{全ての都道府県に係る被保険者一人当たり} \\
 \text{の所得額の見込額として厚生労働大臣が定め} \\
 \text{る額} \\
 \text{(第11条の2第3項第2号)}
 \end{array}$$

子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合の算定式(2方式の場合)

$$\begin{array}{l}
 \text{A市の県内市町村に} \\
 \text{おける所得(応能)の} \\
 \text{シェア} \\
 \text{(子ども・子育て支援納付金} \\
 \text{に係る被保険者)} \\
 \text{子ども・子育て支援納付金} \\
 \text{納付金所得等割合} \\
 \text{(第11条の2第1項第2号イ} \\
 \text{(2))}
 \end{array}
 =
 \frac{
 \begin{array}{l}
 \text{当該市町村に係る被保険者一人当たりの所得} \\
 \text{額の見込額として厚生労働省令で定め} \\
 \text{るところにより算定される額} \\
 \text{(第11条の2第4項第1号イ(1))}
 \end{array}
 \times
 \begin{array}{l}
 \text{当該市町村に係る被保険者の見込数として} \\
 \text{厚生労働省令で定めるところにより算定され} \\
 \text{る数} \\
 \text{(第11条の2第4項第1号イ(2))}
 \end{array}
 }{
 \begin{array}{l}
 \text{当該都道府県に係る被保険者一人当たりの} \\
 \text{所得額の見込額として厚生労働省令で定め} \\
 \text{るところにより算定される額} \\
 \text{(第11条の2第4項第1号ロ(1))}
 \end{array}
 \times
 \begin{array}{l}
 \text{当該都道府県に係る被保険者の見込数とし} \\
 \text{て厚生労働省令で定めるところにより算定さ} \\
 \text{れる数} \\
 \text{(第11条の2第4項第1号ロ(2))}
 \end{array}
 }$$

左記は第11条の2第4項第1号に基づく算定式。その他に同項第2号に基づく算定式(資産税総額等が算定式に加わる)もあるが、そちらは県が算定する標準保険料率の算定方式に資産割が含まれる場合にのみ採用可能。本県は2方式(所得割及び均等割)で算定する予定のため採用できない。

子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合の算定式(2方式の場合)

$$\begin{array}{l}
 \text{A市の県内市町村に} \\
 \text{おける18歳以上人数} \\
 \text{(応益)のシェア} \\
 \text{(子ども・子育て支援納付金} \\
 \text{に係る被保険者)} \\
 \text{子ども・子育て支援納付金} \\
 \text{納付金被保険者数等割合} \\
 \text{(第11条の2第1項第2号ロ)}
 \end{array}
 =
 \frac{
 \begin{array}{l}
 \text{当該市町村に係る十八歳以上被保険者の} \\
 \text{見込数として厚生労働省令で定めるところに} \\
 \text{より算定される数} \\
 \text{(第11条の2第5項第1号イ)}
 \end{array}
 }{
 \begin{array}{l}
 \text{当該都道府県に係る十八歳以上被保険者} \\
 \text{の見込数として厚生労働省令で定めるとこ} \\
 \text{ろにより算定される数} \\
 \text{(第11条の2第5項第1号ロ)}
 \end{array}
 }$$

左記は第11条の2第5項第1号に基づく算定式。その他に同項第2号に基づく算定式(均等割指数・平等割指数が算定式に加わる)もあるが、そちらは県が算定する標準保険料率の算定方式に平等割が含まれる場合にのみ採用可能。本県は2方式(所得割及び均等割)で算定する予定のため採用できない。